

訓練番号 23-13-01-01-0725

はじめてのパソコン、インターネット対応実務スキルアップ科

訓練期間 3ヵ月

受講生追加募集



訓練期間・時間 平成23年9月20日～平成23年12月27日
月～金 10:00～16:40 (土日祝日を除く) ※(昼食・休憩含む)

対象	パソコンやインターネットがはじめての方から
関連職種	中小・中堅企業での経理・営業・総合職などパソコンを使用するデスクワーク全般
仕上がり像	小規模・中小企業の営業及び事務全般の仕事に役立つ、ネット社会およびIT基礎が理解でき、ITを実践できる人材が育成される。
目指す資格	日商PC検定3級、2級(文書作成・データ活用)、日商EC実践検定 3級、2級 ※要受験

■募集期間	平成23年8月30日～9月5日	■選考結果通知日	平成23年9月8日
■選考日	平成23年9月7日	■定員	28名
■選考方法	面接	■自己負担額	テキスト代 ¥13,000円
■受講料金	無料		

お申込方法 受講ご希望の方は、

- ① 最寄のハローワークへ受講相談をしてください。
- ② ハローワークから受講申込書を受け取り作成し、受付印を受けてください。
- ③ 面接日時を決めます。お電話をお願いします。
TEL.042-625-9960(株シーガル) (平日9時～18時)に電話して「基金訓練の面接日時の件」と告げて、受講者名、受講者連絡先電話番号を教えてください。
- ④ ②の受講申請書をシーガルに郵送してください。
郵送先：〒192-0085 八王子市中町5-1 八王子中町ビル6F 株式会社シーガル 基金訓練面接予約 宛て

■お問合せ

…お気軽にお電話ください

株式会社シーガル

東京都八王子市中町5-1 八王子中町ビル6F
TEL 042-625-9960 (平日9時～18時)

■選考(面接)会場・訓練施設

シーガル本社セミナールーム

東京都八王子市中町5-1 八王子中町ビル6F
TEL 042-625-9960 (平日9時～18時)

担当：山田、小田

【教室見学随時受付】

株式会社シーガル案内図



東京都八王子市中町5-1 八王子中町ビル6F
TEL:042-625-9960
FAX:042-625-3026

●マクドナルド前の入り口よりお入りください

		科目	科目の内容
訓練内容	学	社会科目	入校式、修了式、ガイダンス、修了証書授与、他
		就職支援	ジョブカードの意味、作成方法、過去のデータ入力等 ジョブカードに関する個人情報の整理と作成。また就職のみでなく、創業やテレワーカーなど多岐にわたる働き方を学ぶ
		ビジネスマナー	名刺交換から始まり、電子メールや会議あるいは面接に必要なマナー、言葉づかいや態度など基本的なマナーに関する講義
		パソコン基礎	初心者のために基礎から優しくパソコンの知識を身につける
	科	インターネット基礎	初心者でも基礎から優しくインターネットについて、ビジネス利用に関する知識とスキルおよび、使い方などを学ぶ。
		情報セキュリティ、ネットコンプライアンス	インターネットを活用してビジネスを行う上での情報セキュリティおよびコンプライアンス(やってはいけないこと、やらなくてはいけないこと)の知識の習得
	実技	ビジネスマナー実践	名刺交換から始まり、電子メールや会議あるいは面接に必要なマナーを体験、実践する。また、言葉づかいや態度など基本的なマナーを体得させる。
		キーボード操作	正確で速いパソコン・キーボードの操作を目指し、タッチタイピングをマスターする。
		パソコン基礎操作	初心者でも基礎から優しくパソコンの操作を身につける
		インターネット基礎操作	初心者でも基礎から優しくインターネットの操作を身につけ、ビジネス利用に関する知識とスキルおよび、使い方などの実技を教える。
電子メール		電子メールのビジネス利用に関する知識とスキルおよび、使い方などの実技を教える。	
文書作成		文書作成ソフト(ワード)のビジネス利用に関する知識とスキルおよび、使い方などの実技を教える。	
表計算		表計算ソフト(エクセル)のビジネス利用に関する知識とスキルおよび、使い方などの実技を教える。	
プレゼンテーション		プレゼンテーションソフトを活用し、提案書を人前でまとめて発表する。これらの体験を通じて自分の考えをまとめるスキルを身につける。	

■訓練・生活支援給付金

職業訓練を受講している間、生活支援給付が支給されます。

被扶養者のいる方	12万円
上記以外の方	10万円

★ 訓練・生活支援給付金の資格要件

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
- ④ 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

- ※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません
- ※ 一定の要件を満たした方に支給されます。
- ※ 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。
- ※ 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められることがあります。
- ※ 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。
- ※ 主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。